

第2編 災害予防対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	防災体制の整備	23
第2章	地域防災力の向上	69
第3章	災害予防対策の推進	79

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制

市、府をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員（リエゾン）を含めた情報共有の仕組みを構築するなど、運営方法の整備に努める。

また、市は、府と災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。

1. 市の組織体制の整備

災害時における職員の配備基準及び配備体制を以下に示す。

資料3－1 職員の配備基準（資料編 P89）

2. 市の動員体制の整備

（1）動員方法

- ① 職員の動員は、配備区分に従い本部長（市長）が指令する。
- ② 勤務時間外において、動員指令が出された場合は、本部員は配備職員を直ちに非常招集しなければならない。
- ③ 全職員配備体制による動員指令が出された場合は、各部の緊急連絡体制により全職員を直ちに、非常招集しなければならない。なお、各部の長は、毎年各部における緊急連絡体制を定めるものとする。
- ④ 配備指令が出された場合、招集を受けない職員にあっては自宅待機とする。
- ⑤ 勤務時間外において、市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難な事態となった場合は、全職員配備体制が発せられたものとする。なお、大阪府域で震度4が観測された場合は情報収集体制を、南河内又は中河内地域で震度4が観測された場合は警戒配備体制を、震度5弱が観測された場合は初動配備体制を、震度5強が観測された場合は災害対策配備体制を、震度6弱以上が観測された場合は全職員配備体制が発せられたものとする。

3. 配備区分別の職員数

(1) 配備区分に基づく動員職員は、毎年定めるものとする。

なお、災害の種類、規模又はその状況に応じて、人員を増減することができるものとする。

(2) 各部の長は、配備職員及び全職員に対して、防災意識の高揚を図るとともに、非常参集時には速やかに参集できるよう、徹底しておくものとする。

4. 職員配備状況報告

災害動員における各班長は、班員の出動状況を取りまとめ、報告するものとする。また、各部の長は、所属職員の配備状況を取りまとめ、職員配備状況報告書により報告するものとする。

第2 防災拠点機能の確保・充実

市、府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1. 防災拠点の定義

防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」をいう。

2. 防災拠点の確保

市災害対策本部は本庁舎に設置し、発災時に災害対策本部として機能できるよう、自家発電等の電源の確保や燃料等の備蓄に努めるとともに、危機管理機能の強化を図る。

万一、本庁舎が使用不能の状態になった場合は、速やかに生涯学習センターの状況を調査し、本部を設置するものとする。

3. 現地司令塔機能の整備

府は、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために、情報受発信機能や現地災害対策本部室等を備えた現地司令塔機能の強化に努める。

4. 広域防災拠点の整備

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な救援対策を実施するため、府内3か所（南部・中部・北部）に広域防災拠点を整備している。

5. 後方支援活動拠点の整備

府は、自衛隊、消防、警察等広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

6. 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設

を整備する。

7. 地域防災拠点の整備

市は、市内における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策活動及び応急復旧活動に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1. 資機材等の備蓄及びオペレーター等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者（オペレーター）等の確保体制の整備に努める。

2. 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3. データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練

1. 防災訓練の実施

市、府をはじめ防災関係機関は、地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画を含む）や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

（1）総合的防災訓練の実施

市、府をはじめ防災関係機関は、関係機関及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、危険物、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

（2）自主防災組織の訓練

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の予防、軽減を図るものである。

自主防災組織においては、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、また災害時の応急活動が迅速かつ的確に行えるように、防災訓練を実施する。

- ① 情報収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出救護訓練
- ④ 安否確認訓練
- ⑤ 避難訓練
- ⑥ 給食給水訓練

⑦ その他必要な訓練

(3) 職員の訓練

災害時の適正な判断力を養い、関係機関の連携のもと防災活動が円滑に進むよう、災害発生を想定し、災害時の組織体制の有効性等を検証する職員の防災訓練を行う。

2. 実施すべき主要な訓練

(1) 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的として水防訓練演習を行う。特に水防工法訓練を重点的に行うとともに、情報収集、避難誘導、浸水地区内における活動要領について過去の水災事例を考慮し、実情に即した訓練を行う。

(2) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

(3) 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練又は総合訓練の一部として実施するが、避難の指示、伝達、救出、誘導等について関係機関と緊密な連携をとり実施するものとする。

(4) 通信連絡訓練

通信訓練は、平常通信から災害通信への迅速円滑な切換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達等について実施するものとする。

(5) 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外において非常参集する職員の配備を迅速に行うため、一定の災害を想定し、職員参集メールを活用した参集訓練を実施するものとする。

3. 総合訓練の実施

本計画を習熟するため、防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図り、地域住民参加のもとで、南海トラフ地震等の発生を想定した広域的な三市合同総合震災演習（三市合同総合防災フェア）を継続的に実施する。

4. 留意事項

(1) 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

(2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

(3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

(4) 地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

(5) 被災時の男女のニーズの違い、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(6) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第5 応急教育に関する学校長の事前措置

学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法を検討すること
- (2) 市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

第6 人材の育成

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育を一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。

また、府は、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。さらに、府は、国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努める。

1. 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ① 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用
- ⑦ その他必要な事項

2. 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府における家屋被害認定担当者向けの研修に積極的に参加する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、府、各防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査

研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S等、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

第8 広域防災体制の整備

市は、府をはじめ防災関係機関と連携を図り、平常時から大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を推進する。

現在、本市を含む中河内地域並びに南河内地域等で、広域的な災害時における人的及び物的な相互応援体制を既に確立し、受入れ体制及び派遣等についての災害相互応援協定を締結している。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市、府をはじめ防災機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、三市合同総合震災演習（三市合同総合防災フェア）、大阪南部自治体と自衛隊との意見交換会等を通じて、連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市及び府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1. 自治体の業務継続計画（BCP）の運用

大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、市民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要である。また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、自治体業務継続計画（BCP）に基づき業務継続を図る。

2. 市の体制整備

（1）被災者支援システムの運用

被災者支援システムの効果的な運用に努める。

（2）業務継続の体制整備

業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

（3）相互応援体制の強化

相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3. 応援・受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応

援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制等を定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

また、府は市の計画作成を支援する。

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ③ 人的応援に係る担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者・ボランティアとの連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、ボランティアの活動支援を行う社会福祉協議会との連携強化を図る。

第12 災害時用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するためヘリコプターが離着陸できるヘリポートの整備に努める。

資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編P43）

第13 防災センターの整備

市は、防災訓練、人材の育成、物資の備蓄等、災害予防活動や災害発生時の応急活動を総合的に実施するための施設の整備を推進する。

第2節 情報収集伝達体制

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から、大規模停電時も含めた通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

第1 災害時情報収集伝達システムの基盤整備

市、府をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。また、保守管理を徹底する。

1. 防災行政無線等

情報連絡体制の充実のため、防災行政無線等の円滑な運用を図る。

（1）防災行政無線（同報系）

市民等に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、デジタル防災行政無線（同報系）の円滑な運用を図る。

資料2-2 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所一覧表（資料編P44）

（2）デジタルMCA無線（移動系）

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難場所等の応急対策を円滑に実施するため、携帯無線機の円滑な運用を図る。

資料2-3 MCA無線局（移動系）一覧表（資料編P45）

（3）デジタル簡易無線（消防団）

的確な消防体制確立のため消防団本部、消防団各班及び消防組合に配備し、消防団無線の円滑な運用を図る。

資料2-4 藤井寺市消防団無線局一覧表（資料編P46）

（4）運用体制の整備

- ① 有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
- ② 平常時から各種無線機の整備・点検を行い、機能を十分に発揮できるよう努める。

③ 防災行政無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

2. 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

(1) 防災関係機関は情報連絡に用いる電話について、災害時の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話株式会社等に申請し、指定を受けている。庁内における指定回線の位置づけを的確に行う。

(2) 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備の防火管理に努め、災害時優先電話が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

3. 通信システムの確保

災害に関する情報連絡等については、有線電話・無線電話等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

4. 大阪府防災情報システムの活用

災害状況を的確に把握するため、平常時から府防災行政無線をはじめ、大阪府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

資料2-5 大阪府防災行政無線回線系統図（資料編P47）

第2 情報収集伝達体制の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

1. 情報収集伝達体制の整備

(1) 市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

また、職員登庁までの間の情報収集として、消防組合に設置されている高所ＩＴＶカメラの映像により市内における被災状況の把握を行うなど、消防機関と連携した情報収集・伝達を行う。

(2) 市、府をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2. 伝達手段の多重化・多様化

さまざまな環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
- ③ テレビ
- ④ ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）
- ⑤ Ｌアラート（災害情報共有システム）

- ⑥ 市ホームページ
- ⑦ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- ⑧ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- ⑨ 緊急速報メール（携帯電話）
- ⑩ ワンセグ、フルセグ
等

第3 災害広報体制の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制、施設及び設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

1. 広報体制の整備

- （1）広報責任者の選任
- （2）災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- （3）広報文案の事前準備
 - ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
 - ② 市民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
 - ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- （4）要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2. 広報媒体の整備

- （1）防災行政無線（同報系）による広報
- （2）広報車、ヘリコプター等の利用
- （3）インターネットによる広報（ホームページ、SNS等の活用）
- （4）マスメディアの利用
- （5）地区自治会、自主防災組織等の協力
- （6）巡回等による広報
- （7）チラシ、ポスター等による広報

3. 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制の整備に努める。

第3節 消火・救助救急体制

消防組合は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の整備、広域消防応援体制の整備等を実施する。

市は、消防組合と連携して、出火防止・初期消火等の防火思想の普及や消防団設備等の整備を実施する。

第1 火災対策

地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、小学校・中学校においては、消防訓練や体験学習を通じて地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について学んでいただくとともに、防災の観点から火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

1. 出火防止

消防組合は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いに係る意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、危険物安全週間による立入検査の強化、婦人防火クラブ等への育成・指導、防火管理者・防災管理者及び関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織等による訓練を実施し火災予防の強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカ遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 大規模商業施設や多量の火気を使用する事業者に対しての指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領

について指導する。

2. 初期消火

消防組合は、地震により出火に至った場合、初期のうちに消火することができるように、器具等の普及を図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発に努める。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

3. 防火教育

消防組合は、火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図るため、自主防災組織等を活用して、市民、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、自主防災訓練（消防展）の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

大規模商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及啓発を図る。

① 防火管理者、防災管理者等に対する教育の推進

② 自衛消防、危険物防火協議会の育成

第2 消防体制の充実強化

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害等も伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため消防組合は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠となることから、緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実に努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化を図る。

1. 消防庁舎の耐震化の推進

消防本部庁舎及び消防署庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点となる施設であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

2. 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1) 情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防団及び関係機関との連携強化を図る。また、無人航空機（ドローン）の導入計画に伴い、上空からの情報収集の推進に努める。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊が活用できるよう、各署所への可搬式ポンプの配置及び維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特殊災害も同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資機材の整備、空気充填設備（移動式）の整備等救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備等救急体制の充実強化に努める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「地震活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 関係機関との相互連携

府、警察、自衛隊とともに、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。

資料2-6 消防通信施設の概況（資料編 P48）

資料2-7 消防力現勢表（資料編 P50）

資料2-8 消防通信指令系統図（資料編 P53）

3. 消防水利の確保

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて消火栓以外の消防水利として、耐震性防火水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、既存の耐震性防火水槽の補修整備及び都市開発整備等に伴う増設に努める。

(2) 消火栓全断水時の水利確保

地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に水利が不足すると予測される地域への消防用水を確保する。

(3) 遠距離大量送水システムの整備

河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1km先まで送水できるシステムについて整備計画を検討する。

資料2-9 消防水利状況（資料編P54）

4. 消防団の活性化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日法律第110号）」が施行され、地域に密着した消防団のさらなる活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、担当区域における適切な団員配備等により、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材及び装備の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

- ① 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練）
- ② 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練）
- ③ 図上訓練（各種災害の防御及び救助救急活動の方法等を図上で行う訓練）
- ④ その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

資料2-10 藤井寺市消防団の状況（資料編P54）

5. 広域消防応援に係る受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、大阪南消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の活動拠点（被災地進出拠点、宿营地等）について充実した受入体制の整備に努める。

（1）活動拠点の整備

応援隊の活動拠点については、水害を受けにくい場所や駐車スペースが多くとれる施設等を確保するとともに、災害時の一時使用に関する協定を締結するなど、活動拠点の整備に努める。

（2）活動拠点の設備強化

緊急消防援助隊による、他都市の応援隊の受入れについて、被災地進出拠点として指定されている消防組合にあっては、応援隊の拠点となるため、燃料設備の整備及び駐車スペースの確保に伴うグラウンドのコンクリート化等、活動拠点の受入れ体制の強化に努める。

6. 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

第3 救助救急体制の整備

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助資機材の整備や救護知識の習得等、物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

1. 救助救急用資機材等の整備

- （1）高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成
- （2）消防出張所等への救助資機材の整備
- （3）自主防災組織等への救助用資機材整備の啓発

2. 講習会・訓練等の実施

- （1）市職員・消防団員への応急救護講習会・訓練の実施
- （2）学校・職場等での応急救護講習会の開催啓発
- （3）自主防災組織・地域での応急救護講習会の開催啓発

第4 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域の自主防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

1. 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

2. 事業所の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防御活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

3. 婦人防火クラブ

平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

4. 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

第5 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

第4節 災害時医療体制

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療活動・医薬品等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

市をはじめ府内の全ての医療機関が、救命医療を最優先とした活動を実施することを目標とする。この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、最大限の活動を実施するものとする。また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し、派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

資料2－11 医療救護活動の流れ（資料編 P55）

1. 現地医療活動

患者が、最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

（1）活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

② 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

（2）考え方

① 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

② 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

（1）災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先して活動する。

（2）被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機により、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

（3）特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

（4）医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、府及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握して発信できるよう、市及び医療関係機関等に、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

（1）市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

（2）市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるように、災害時医療情報連絡員を指名する。

3. その他

（1）市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

（2）各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市、府及び医療関係機関は、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の種類と構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する医療救護班は、救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

2. 医療救護班の編成基準

医療救護班は、市災害医療センターの医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。）1班と、市医師会関係機関に医師等の派遣を要請して編成する医療救護班（医師2名以上、看護師2名、事務職1名の5名以上で構成する。）3班とし、参集場所はそれぞれ市災害医療センター、保健センターとする。

3. 救護所の設置

医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4. 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

資料2-12 市内医療機関一覧表（資料編P56）

資料2-13 災害医療機関一覧表（資料編P61）

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1. 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府内で中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

② 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療医療を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

（2）特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

（3）市災害医療センター

市は、医療救護活動の拠点として医療法人ラポール会 青山病院を市災害医療センターに指定するとともに、災害時における連携体制の充実を図る。

（4）災害医療協力病院

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2. 病院災害対応マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院災害対応マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保供給体制の整備

市、府及び日本赤十字社大阪府支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1. 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

（1）災害拠点病院等での病院備蓄

- ① 災害拠点病院
- ② 特定診療災害医療センター
- ③ 市災害医療センター

（2）卸業者及び製造業者による流通備蓄

（3）大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2. 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

市、府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の搬送

(1) 市

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築し、地域医療連携の推進を図る。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1. 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2. 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制

災害発生時に救助救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急交通路の選定

市及び府は、警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府内の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービル、市庁舎等、市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市は、広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等の防災拠点を連絡する道路を選定する。

資料1－5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図（資料編P5）

資料2－14 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表（資料編P63）

2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 緊急交通路の周知

市、府、警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

5. 緊急通行車両等の事前届出

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

様式－4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編 P208）

6. 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

- (1) 市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
- (2) 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。
- (3) 市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

資料2－1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編 P43）

第3 市域における防災拠点

市域における防災拠点とその施設が担う役割について以下に示す。

資料2－15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編 P64）

第4 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1. 車両、航空機、鉄道、船舶等の把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、鉄道、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画する。また、不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定を検討する。

2. 調達体制の整備

市は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、一般社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社西日本支社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間業者との連携に努め、府に要請し、状況に応じて迅速に対応する。

3. 緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、府公安委員会へ「緊急通行車両等事前届出」を行う。

様式－4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編 P211）

第5 交通規制・管理体制の整備

1. 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

資料2-16 車両の現有（資料編P65）

様式-4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編P211）

2. 警察署

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

（1）初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

（2）災害に強い交通安全施設の整備

- ① 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- ② 災害時の信号制御システム等の整備
- ③ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3. 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等、交通が危険で応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制

市は、災害から市民を安全に避難させるため、指定避難所、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなど体制の整備に努める。さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備等を進める。

資料3-37 避難場所等一覧表（資料編P144）

資料3-38 避難場所等の位置図（資料編P148）

第1 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民への周知に努める。

指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

1. 災害時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

防災時に市民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

- ① 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。
（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）
- ② 火災延焼に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地。ただし、10ha未満であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として指定できる。
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（②に該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所に通じる以下の条件を満たすものを避難路として指定する。

- ① 原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）
- ③ 落下物、倒壊物による危険等、避難時において障害が生じるおそれが少ないこと
- ④ 水利の確保が比較的容易なこと

2. その他の避難場所及び避難路の指定

河川の堤防決壊、洪水及び浸水等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定に当たり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市と府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水ハザードマップ等により周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通ずる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等総合的に安全性の向上を図る。

1. 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による市民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2. 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。

なお、避難所は、風水害と地震災害を想定し、それぞれの想定される状況に応じて、指定を行う。

1. 指定避難所の指定

指定避難所は、地区自治会等の単位での避難行動を考慮して指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ洪水による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえてその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、専用スペースの活用等、状況に応じた対策を検討する。

2. 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努

めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的な避難所として二次避難施設（福祉避難所）の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携して必要な人員を確保する。

- （１）多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保するなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- （２）多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを使用できる場合は、この限りではない。）
- （３）市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- （４）市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

3. 指定避難所の運営管理体制の整備

「避難所運営指針」（令和2年7月作成）及び「避難所運営マニュアル」（令和2年7月作成）に基づき、指定避難所の管理運営体制を整備していくとともに、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、避難所の運営について、女性の参画を促進するとともに、男女双方の視点に立って配慮するものとし、とりわけ女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪の予防、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所運営を検討する。

- （１）指定避難所の管理者不在時の開設体制
- （２）指定避難所を管理するための責任者の派遣
- （３）災害対策本部との連絡体制
- （４）地区自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制

第4 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、市域の河川特性等を考慮し作成した洪水に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」（令和6年2月改訂）について、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2. 市民への周知・意識啓発

市及び府は、避難指示等が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを市民へ平時から周知しておく。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動（資料編 P140）

第6 避難誘導體制の整備

1. 市

- (1) 防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、市民等に対してその内容の周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、ハザードマップの作成に当たっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導について、集団避難が行えるよう地区自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」（令和6年2月改訂）に基づき、避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達を図る。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

集会施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第7 危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。府は、市及び建築関係団体との連携により、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録を行うとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

1. 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備等実施体制の整備を図る。

2. 危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

市及び府は、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

資料3-44 応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編P160）

第9 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるように、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第7節 緊急物資確保体制

市及び府は、災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を促進する。

第1 給水体制の整備

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1. 補給水利の確保

補給水利として市内の浄水場、配水場の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。

- (1) 大阪広域水道企業団の管路に整備される給水栓付き空気弁（あんしん給水栓）の活用を図り、飲料水を確保する。
- (2) 状況に応じてプール等の水を簡易浄水装置により浄化し、適正な衛生管理のもと、応急給水を行う。

2. 応急給水拠点等の整備

- (1) 震災時には被害状況に応じて、市内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。
- (2) 浄・配水場に応急給水所を設置し、浄・配水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 拠点給水は、原則として避難場所や浄・配水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に、臨時応急給水拠点を設け、給水タンク車や仮設給水栓による応急給水を行う。
- (4) 浄・配水場においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

3. 応急給水用資機材等の整備

給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

4. 応急給水マニュアルの整備

現行の「藤井寺市水道局危機管理マニュアル」に基づき、応急給水体制を整備する。

5. 相互応援体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

6. 情報通信システムの整備

緊急時の初動体制の確立、応急対策の効率化、さらには市民へのきめ細かな対応を図るため、府内の水道事業者と協力して、施設台帳や資機材のデータベース化や応急対策作業の一元管理等を目的とした情報通信システム等の整備を促進する。

7. 井戸水による生活用水の確保

市及び府は、災害時における井戸水の有効活用により、生活用水の確保を図る。そのため、行政所有の防災井戸の活用とともに、災害時協力井戸の登録を推進する。

資料2-17 浄水場・配水場一覧表（資料編 P65）

資料2-18 大阪広域水道企業団 あんしん給水栓（資料編 P66）

資料2-19 災害時協力井戸位置図（資料編 P67）

第2 食料及び生活必需品の確保

市、府をはじめ防災関係機関は、相互協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1. 備 蓄

（1）重要物資の備蓄

市と府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料等11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

資料2-20 市の備蓄目標量（資料編 P68）

資料2-21 災害用備蓄物資一覧表（資料編 P69）

資料2-22 災害時トイレ一覧表（資料編 P71）

資料2-23 大阪府災害用備蓄物資一覧表（資料編 P72）

（2）その他物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

当面の目標として、南海トラフ巨大地震の被害想定人数に対応できる数量を確保し、中長期的には生駒断層帯地震の被害想定人数に対応できる数量を確保していく。

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ③ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ④ 被服（肌着等）
- ⑤ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑥ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑦ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ⑨ ブルーシート、土のう袋
- ⑩ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑪ マット、間仕切り等
- ⑫ 車いす、ポータブルトイレ、視覚障害者用つえ、点字器、紙おむつ等
- ⑬ 感染症防止対策に必要な資材（マスク、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム）

ム等)、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、非接触型体温計、フェイスシールド、簡易ベッド、ダンボールベッド、パーティション等)

⑭ 寝棺、遺体袋等

(3) 家庭での備蓄

大規模災害が起きた場合、発災後しばらくは外部からの支援が必ずしも十分届かない。そのため家庭において1週間分の食料、生活必需品の備蓄を、そして避難するには最低1日分の非常用物資を持つことを促進する。

2. 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行うとともに、備蓄場所については順次整備していく。

(1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(2) 備蓄物質の点検及び更新

(3) 民間事業者との協定の推進

① 主食、副食及び日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。

② 事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

(4) 供給体制の整備（市町村等の共同備蓄や相互融通含む。）

(5) 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

(6) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める

第8節 ライフライン確保体制

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、上下水道の耐震化、ライフライン事業者の連携による施設整備等防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧体制（大阪広域水道企業団危機管理対策要領）等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2. 災害対策用資機材の整備等

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道

災害による被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2. 災害対策用資機材の備蓄、点検

災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達等により確保する。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟

知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の整備

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害対策用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を強める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震等を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガ

ス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

- ② 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設

営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資機材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常召集
- (3) 災害時における通信の確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4. 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送体制等について相互応援体制を整備する。

5. 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、市民の意識の向上を図る。

1. 上下水道

市及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止及び非常時の下水排除の制限等について広報する。

2. 電気・ガス

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3. 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信確保のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制

鉄道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第1 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（市、府、西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。
また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため、人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等さまざまな場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等）を含む避難誘導、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、国の示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、「藤井寺市避難行動要支援者支援制度支援のためのハンドブック」等の見直しを行い、支援体制の整備を図る。

また、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の受入れ体制を整備する。

（1）避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援にあつては、その対応を実効性あるものとするため、日常から避難行動要支援者と関わる避難支援等関係者として、消防機関、警察、地区自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の参画を促進する。

市は、災害発生時には、本計画に基づき災害対策本部を設置するとともに、避難行動要支援者の避難支援業務を実施するため、安否確認情報処理班を設置し、関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援等を実施する。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難支援、避難所での生活支援等を的確に実施するため、市各部局から収集した情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の対象者は、以下に規定する者とする。

- ・要介護3～5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
- ・療育手帳Aを所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・上記以外で市長が支援の必要を認めた者

（3）避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供について、同意が得られたものを避難行動要支援者名簿（同意分）とし、災害の有無に関係なく、消防組合、警察署、地区自治会に提供する。また、同意の有無にかかわらず、全ての名簿情報については、災害時に避難支援等関係者へ提供し、避難支援活動に役立てる。

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市関係部局から把握するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

市は、避難支援等関係者及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の情報を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう仕組みづくりを行う。

(6) 名簿情報の漏えいを防止するための措置

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿情報の適正な管理に細心の注意を払うこととし、施錠可能な場所に名簿を保管するなどの取り扱いを行う。

市は、避難支援等関係者に対して、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されていることや名簿情報の管理等について十分に説明を行う。

(7) 避難行動要支援者への情報伝達

災害発生時の避難準備情報等の防災情報の提供に当たっては、高齢者、障害者等にも分かりやすい言葉や表現を使用し、防災行政無線（同報系）、広報車、マスメディア等さまざまな伝達手段を活用して情報提供を行う。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者は、自らの安全確保のもと可能な範囲で避難支援等を行う。市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう安全確保に配慮する。

(9) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を確保するため、地区自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、サービス事業者、ボランティア団体等も参加した訓練を実施するよう努める。

第2 二次避難施設（福祉避難所）の指定

市は府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、二次避難施設（福祉避難所）を指定する。なお、新たに指定する際には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を選ぶ

とともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

資料3-37 避難場所等一覧表（資料編P144）

第3 外国人に対する支援体制整備

市は、市内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）等の地域国際化協会及びボランティア団体等と連携し、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、本市に来訪した外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信するなど、外国人に配慮した支援に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

防災知識の普及、防災訓練を実施する際、要配慮者への配慮を十分行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点へも十分配慮するように努める。

第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進を図るとともに、公共施設の適正化に向けた全庁的な取組の中で、地震防災上の観点も踏まえて施設等の検討を進めている。

第1 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

項目	事業名	事業主体	事業量	実施 予定年度	所管省庁	実施目標との関係
8の2号 公立幼稚園	公立幼稚園園舎 耐震補強事業	藤井寺市	3学校 3棟	R1-R2	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
9号 公立小中学校 等（校舎）	公立学校施設整 備事業	藤井寺市	3学校 11棟	H28-H 30	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
9号 公立小中学校 等（屋内運動 場）	公立学校施設整 備事業	藤井寺市	1学校 1棟	H28-H 29	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
15号 防災行政無線	都市防災総合推 進事業	藤井寺市	1箇所	H28-H 29	国土交通省	防災無線の整備

※第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度から令和2年度）

（令和2年3月変更、大阪府）より抜粋

なお、令和3年度以降の対応については、第6次地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

第2 公共施設の適正化に向けた取組

公共施設の老朽化対策等について、全庁的な検討を進めている。

第12節 帰宅困難者対策体制

市は府、事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

帰宅困難者に対する情報提供や徒歩帰宅支援等について、事業者等と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、事業者等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの対策を行う。

第1 帰宅困難者への対策

帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、府及び関係機関と連携し、対策を図る。帰宅困難者のうち、徒歩等による帰宅が可能なものについては、コンビニエンスストア等の帰宅支援施設の情報を提供し、徒歩帰宅支援を促進する。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

資料2-24 帰宅困難者一時滞在施設一覧表（資料編P73）

第2 帰宅困難者対策の普及啓発

大規模な災害が発生した場合に、帰宅困難者が一時安全な勤務先等に留まり、公共交通の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、こうした帰宅困難者の行動を普及啓発する。また、事業者等に帰宅困難者マニュアルの作成を促進しながら、一時的な避難滞留場所の確保等必要な環境整備を進めるように努める。

第13節 災害営農体制

市及び防災関係機関は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講ずるものとする。

第1 防災営農指導体制の確立

市及び農業協同組合は、各種災害による農作物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

第2 防災営農技術の普及

市は、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

第3 家畜伝染病の予防

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、府家畜保健衛生所の協力を得て、注射、消毒等の指導を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市、府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。また、これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるように努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及と啓発

市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性、市民の理解と協力の必要性等を周知する。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、避難行動要支援者の適切な避難行動に対する理解の促進を図る。

1. 普及啓発の内容

（1）災害の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、さまざまな災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、危険場所
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 地域社会への貢献
- ⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（2）災害への備え

- ① 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等生活物資の備蓄
- ② 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- ⑤ 負傷防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- ⑥ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑦ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑧ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ⑨ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ⑩ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑪ さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

（3）災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ④ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- ⑤ 沿岸部における津波発生時（大きな揺れが継続した場合）にとるべき行動
- ⑥ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑦ 避難行動要支援者への支援
- ⑧ 初期消火、救出救護活動
- ⑨ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⑫ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑬ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2. 普及啓発の方法

（1）パンフレット等による啓発

防災パンフレット、DVDビデオ等を活用するとともに、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した普及啓発を実施する。

（2）活動等を通じた啓発

水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、社会教育講座での防災教室の開催、又は地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

1. 学校における防災教育

学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1) 教育の内容

- ① 気象、地形、地震についての正しい知識
- ② 防災情報の正しい知識
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- ⑤ 災害等についての知識
- ⑥ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ① 防災週間等における訓練の実施
- ② 教育用防災読本、DVDビデオの活用
- ③ 特別活動等を利用した教育の推進
- ④ 防災教育啓発施設の利用
- ⑤ 防災関係機関との連携
- ⑥ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- ⑦ 地区自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との連携

(3) 教職員の研修

市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。

2. 消防団等による防災教育

市及び府は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害経験から生まれた知恵を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制

市及び府は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 自主防災組織の育成

市、府及び消防機関は平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の育成に努める。

1. 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災組織を普及啓発する活動（広報紙の発行、講習会の開催等）
- ② 災害に備え地域を知るための活動（避難場所の把握、避難行動要支援者の把握等）
- ③ 災害発生時の活動を習得するための訓練（情報伝達、初期消火、避難、救出救護、安否確認等の訓練等）
- ④ 災害発生時の活動に備えるための活動（防災用資機材の整備管理等）

(2) 災害時の活動

- ① 情報収集伝達活動（被害情報等の収集・伝達、救護情報等の周知等）
- ② 初期消火活動（消火器による消火活動等）
- ③ 救出救護活動（負傷者の救出、救護等）
- ④ 安否確認活動（避難行動要支援者の安否確認等）
- ⑤ 避難誘導活動（住民の安否確認、避難所への誘導、介護が必要な人への援助等）
- ⑥ 給食・給水活動（食料、飲料水の調達、救援物資の受領、配分等）

2. 育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る取組を行う。

府は、市が推進する自主防災組織育成の取組について、必要な支援を行う。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3. 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等、防災・防火に関する組織のほか、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

資料2-25 自主防災組織結成状況一覧表（資料編P74）

第2 地区防災計画の策定等

「自助・共助」による自発的防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市の一定の地区内の住民及び事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災活動に関する計画を、本計画に定めることを防災会議に提案できる。

市防災会議は、地区の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定め、実施に努める。なお、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進していく。

市は、府及び関係機関とともに地区防災計画策定の取組の支援に努める。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市、府及び消防機関は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1. 啓発の内容

（1）平常時の活動

- ① 業務継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ③ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法の確認等）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）

（2）災害時の活動

- ① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ③ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報の周知等）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

2. 啓発の方法

柏羽藤火災予防協会等と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3節 ボランティアの活動環境

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会（以下「府社会福祉協議会」という。）、藤井寺市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

第1 受入れ体制の整備

市及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行えるよう受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

- （1）受入れ窓口とする災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部との協議・調整により活動計画を定める。
- （2）災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるようボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。

第2 「災害時におけるボランティア活動支援制度」における事前登録

市は社会福祉協議会等と連携し、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、ボランティアセンターでの個人ボランティアの登録制度を周知する。

第3 人材の育成

市及び関係機関は、相互に連携してボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

第5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進すべく、研修や訓練の実施に努める。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第1 事業者

1. 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

2. 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を進める。

- （1）防災体制の整備
- （2）従業員の安否確認体制の整備
- （3）必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- （4）防災訓練
- （5）事業所の耐震化・耐浪化
- （6）損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- （7）予想被害からの復旧計画の策定
- （8）各計画の点検・見直し
- （9）燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- （10）取引先とのサプライチェーンの確保

3. その他

- （1）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- （2）事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- （3）豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することの

ないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第2 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

なお、市は、商工会等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（出典：内閣府作成 事業継続ガイドライン）

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市、府及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物等の施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（府都市整備部）を活用する。

また、市は「災害危険度判定調査」の実施及び市民への公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 国土強靱化の推進

昨今、激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震は社会経済活動を機能不全に陥れることから、老朽化する公共施設をはじめとするインフラ等、災害時にも社会経済活動を維持、もしくは早い段階で復旧させるべく、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に進めていく必要がある。

具体的には、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、下水道施設や建築物の耐震化及び官庁施設の電力の確保等、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、道路施設をはじめとする公共施設の予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策への取組、さらにICTを活用した道路管理体制の強化等、デジタルトランスフォーメーションの活用等の国土強靱化に関する施策を加速化する。

第2 災害に強いまちづくりの推進

1. 災害に強い住環境づくり

延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の確保、火災等の災害から避難できる避難場所や備蓄倉庫の確保、避難場所となる公共施設の耐震化、民間建築物の不燃化・耐震化を進める。

2. 老朽建築物等が密集する市街地の改善

老朽建築物等が密集する市街地等防災上の課題を抱えている地域においては、準防火地域の運用により建て替え時の防災性能の向上を図る。建築物の不燃化や耐震診断や改修の促進、建て替えに伴う狭あい道路の解消等によりまち全体の防災性の向上に取り組む。

第3 防災空間の整備

災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として

重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間である。

市、府及び関係機関は、これら都市基盤施設の整備を効果的に推進し、防災空間の確保に努めるものとする。

1. 都市公園等の整備

災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、藤井寺市総合計画及び藤井寺市都市計画マスタープランに基づき、公園緑地整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては「防災の公園計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土技術政策総合研究所）、「大阪府防災公園整備指針」（府都市整備部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

2. 道路・緑道の整備

市の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想される。

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、道路ネットワークの形成を図るため、都市計画道路の早期完成等の広域的な整備を推進する。また、避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

農地、生産緑地は減少傾向にあるが、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第4 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- (1) 避難場所及び避難路における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、放送施設等）の設置
- (2) 河川における防災機能の強化
 - ① リバーサイドエリア緊急総合防災事業の推進
 - ② 河川防災ステーション、ヘリポートの整備促進
 - ③ 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進
- (3) 河川水、高度下水処理水、貯留雨水等の防災用水、雑用水としての利用等、その多目的な有効利用の整備促進
- (4) ため池等の防災利活用と防災機能強化

第5 木造密集市街地の改善

街道沿いの集落や農村集落に端を発する住宅地では、木造家屋が密集し狭あい道路が多い箇所も見られる。そのため、建物の不燃化や耐震化、建て替え促進とそれに伴うセットバック等により住宅地の防災性の向上を図っていく。あわせて、空き家の適正管理や農地等の活用によるオープンスペースの確保等についても検討していく。

第6 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1. 上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

2. 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

4. ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。）の強化と保全に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、柏原市、羽曳野市とともに一般廃棄物を共同で処理するため、柏羽藤環境事業組合（以下「環境事業組合」という。）を設立している。市及び環境事業組合は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

- （1）し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （2）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- （3）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （4）災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の

収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2. ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (3) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (4) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。
- (5) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 地震災害予防対策

市、府をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、消防署、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努めるものとする。

第1 建築物の耐震・耐火対策の促進

市、府をはじめ防災関係機関は「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」及び「市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策等を適切に実施する。建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1. 公共建築物

- (1) 市及び府等は公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修等の計画的な実施に努める。
- (2) 市及び府は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。

2. 民間建築物

- (1) 府知事は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (2) 市及び府はブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止等、安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (3) 市は府と連携し、住宅・建築物所有者が行う耐震診断や耐震改修に対して、民間建築物の耐震診断補助制度や耐震改修補助制度に基づく助成に努め、診断・改修の促進を図る。

第2 建築物の安全性に関する指導等

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 定期報告制度（建築基準法第12条）の推進、特殊建築物等の調査・検査報告
- (2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (3) 液状化対策の啓発

第3 土木構造物の耐震対策の推進

市、府、近畿地方整備局をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策に当たっては、次に掲げる地震動を考慮の対象とする。
 - ① 供用期間内に1～2度発生する確率を持つ一般的地震動（レベル1）
 - ② 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動（レベル2）を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷、ため池等の埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 鉄道

駅舎等の耐震対策を実施する。

3. 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき、計画的な耐震性の強化を図る。

4. 河川、ため池施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

また、市は、ため池管理者等と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を進め、計画的な耐震対策を図る。想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料2－26 市内ため池一覧表（資料編P75）

第3節 水害予防対策

市、府及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水等水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川対策

1. 河川の改修

- (1) 市の管理する準用河川の改修については、順次整備を行っていく。
- (2) 国土交通省及び府の管理する河川については、各管理者の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請する。また、最近の著しい開発等による流域、河川の状況等を把握し、河川改修工事の促進を国土交通省及び府へ要請していく。
- (3) 市内を流れる大和川の河川敷は広域的に利用できる空間として、一部グラウンドやテニスコート等市民が憩える広場として利用されている。しかし、本市においては大規模地震の発生が懸念される中、市民の広域避難場所や負傷者の緊急搬送のための施設、さらに消防団の訓練場所等の防災機能の充実が求められており、市民の憩える場とともに、防災公園としての整備を要望する。

2. 河川施設等の点検・整備

市内にある主要河川及び水路（一般公共水路を含む）についても降雨等により水害を起こすおそれのあるものは、周辺部における開発状況を考慮して改修を行うよう努めるものとする。

なお、各河川管理者及び水防関係機関は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から藤井寺市水防連絡会議を通じて水防体制を堅持するとともに、大阪府水防計画に定められた水防区域等の巡視・点検を行うなど、予防対策を検討する。

第2 雨水出水対策

市及び府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第3 水害減災対策

1. 水防警報の発表について

市は、府から水防警報（石川下流域）が発せられたときや、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、消防機関等を出動又は出動準備させる。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、大和川、石川、東除川、平野川、落堀川、大水川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得等を示したハザードマップ（洪水避難地図）を作成し、各世帯に配布、公表を行い、浸水想定区域等の周知徹底を図っている。

① 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系）の活用等により市民に対して伝達するとともに、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、地区自治会、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

③ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応

浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）等でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設について、施設の名称及び所在地等を定める。

洪水予報の伝達は、当該施設の構成員へファクシミリ、電話、メール等により伝達する。

(2) 上記（1）より本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

資料2-27 樋門等一覧表（資料編P76）

資料2-28 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表（資料編P80）

3. 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

① 府は、管理河川においてさまざまな降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

② 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表す

る。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するため、必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4. 浸水対策

市は、これまでに浸水被害の多発していた地域を重点的に、西水川の本川改修、小山及び北條雨水ポンプ場の建設、雨水幹線等の整備を実施するとともに、市内の中小水路も併せて整備し、浸水箇所の削減に努めてきた。

(1) 下水道施設の整備

現在も整備中である西水路及び京樋雨水幹線を引続き整備促進し、抜本的な浸水被害の解消に努める。

(2) 水路施設等の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から浸水箇所の把握や水門（樋門）の管理に努める。

(3) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。

そのための対策として、下流への流出量を抑制する雨水流出抑制施設の整備や設置を指導する。

(4) 道路の冠水対策

道路管理者は、交通の確保を図るために、冠水した実績のある又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。

5. 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

6. 水防と河川管理等の連携

(1) 市及び府は、国や府が組織する、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減されるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「南河内地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第4 農地・ため池対策

市、府及び関係機関は、豪雨により起こりうる水害を防止するために、水防上重要なため池を防災重点ため池に指定し、ため池管理者は、常に巡回、点検する。ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

第4節 危険物等災害予防対策

消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行い、危険物等施設の管理者は、関係法令を遵守する。

第1 危険物災害予防対策

消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底、危険物積載車両等の一斉取締りの実施等

(2) 指導

危険物施設の実態に即した予防規程策定、適正な維持管理、適正な定期点検等

(3) 自主保安体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対する自衛消防隊の組織化、活動要領の策定等

(4) 啓発

研修会、講習会や危険物安全月間を中心に関係者に対する各種啓発事業の実施等

資料2-29 藤井寺市内危険物施設一覧表（資料編P82）

第2 高圧ガス施設災害予防対策

消防組合は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底、高圧ガス積載車両等の一斉取締りの実施

(2) 指導

危害予防規程の策定、事業所における適正な保安教育、施設の維持管理等

(3) 自主保安体制の確立

「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動の充実等

(4) 啓発

研修会、講習会や高圧ガス保安活動促進週間における、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等

第3 火薬類災害予防対策

消防組合は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底等

(2) 指導

災害予防規程の策定、事業所等における保安教育や自主保安検査の実施等

(3) 自主保安体制の確立

「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法の指導等

(4) 啓発

災害予防週間（6月）での、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査による法令上の技術基準の遵守徹底

(2) 指導

毒物劇物の貯蔵量に対応する設備とするよう指導、市民の生命及び保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるような関係機関との連携等

(3) 危害防止対策の整備

営業者等に対する危害防止体制の整備等

(4) 啓発

毒物劇物に関する知識の普及等

第5 管理化学物質災害予防対策

府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

(1) 規制

管理計画書等の策定・届出の徹底

(2) 指導

立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導等

(3) 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備等

(4) 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーの開催等

第5節 火災予防対策

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努め、建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

第1 一般建築物（住宅を含む。）

1. 火災予防査察の強化

消防機関は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等について、改善指導する。

2. 防火管理者制度の推進

消防機関は、学校、工場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条に定める防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- （1）消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- （2）消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- （3）火気取り扱いの監督、収容人数の管理等

3. 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防機関は、大規模小売店舗、旅館、病院等不特定多数の人が利用する対象施設の関係者に防火に対する認識を高める活動を行うとともに、点検基準適合への取組を推進する。

4. 住宅防火対策の推進

消防機関は、住宅における住宅用火災警報器の設置を進める。

5. 市民、事業所に対する指導、啓発

市民、事業者に対し、消火器具による消火方法、暖房器具の正しい使い方、さらには地震発生時の火気使用器具の取扱い方法等を指導するとともに、広報活動や防火ポスターの募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

6. 定期報告制度の活用

市及び府は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

第2 大規模及び高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理者の選任・届出、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

1. 対象施設

- （1）高層建築物

高さが31mを越える建築物

2. 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

3. 所有者等に対する指導の強化

市、府をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第6節 文化財の災害予防対策

令和元年7月に世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群は、巨大な前方後円墳を核として、小規模の円墳、方墳に至るまで、墳形と規模のバラエティー豊かな古墳で構成されており、市内には、同古墳群を構成する古墳のほか、国宝を所蔵する葛井寺、道明寺天満宮、道明寺等の古社寺が散在している。特に埋蔵文化財は、2件の国指定史跡をはじめ、文化財包蔵地が市域の65%に達している。

史跡を除く国・府指定の文化財は、道明寺、道明寺天満宮、葛井寺、生涯学習センターの4箇所に保管されている。このうち、葛井寺の国宝千手観音については、国、府及び市の補助により防災カプセルを設置し、災害への備えを整えている。しかし、その他の指定文化財に対する防災対策は十分であるとはいえない。

市及び府は、これら豊富で市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

第1 市民に対する文化財の防災意識の普及と啓発

文化財の保存と活用の両面から、調査・研究活動を進め、市民生活に根ざした文化財となるよう、広く公開できる環境整備を行っていくとともに、「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

第2 所有者等に対する防災意識の徹底

市及び府は、文化財の所有者等に対し、文化財への防災意識を徹底するよう努める。

第3 予防体制の確立

1. 初期消火と自衛組織の確立

2. 防災関係機関との連携

3. 地域住民との連携

4. 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(1) 構造物、美術工芸品保存施設の耐震対策

- ① 文化財関連施設の点検を平素から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷等を早期に発見し、速やかに修理する。
- ② 文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。
- ③ 復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオに記録を残す。

(2) 火災対策

- ① 防火管理者の選任、消防計画の作成等、自主防火管理体制の充実を図る。
- ② 消防用設備等の設置促進化

資料2-30 指定文化財一覧表（資料編P85）